



# 三鷹事件 再審請求の現状

二 者協議で開示された証拠から  
新 たな事実が見えてきた

川村潤

編集部  
三鷹事件再審を支援する会

1月18日、都内で「竹内景助氏の

獄死から50年——三鷹事件再審開始を求める集い」が開かれ、支援者ら200人が会場を埋めた。

三鷹事件とは、米占領下の1949年に起きた下山・松川事件とともに三大鉄道フレームアップ事件と数えられる事件の一つだ。同年7月15日に電車区から無人電車が暴走し三鷹駅に突入・脱線。乗降客ら6人が死亡、20人が負傷した。

警察・検察は共産党・労働組合の仕業と決めつけ、10人の国鉄労働者を逮捕、虚偽の自白を強要し起訴した。判決は労組員による共同謀議説を退けたが、竹内景助氏の単独犯として死刑を確定させた。竹内氏は二

での弁護団の報告から、再審の争点に絞って報告する。

複数の弁護士の話を私なりに整理してまとめたものだと理解していただけたい。

竹内景助氏の事件当時のアリバイについて

三鷹事件に関心をもつ人、とくに竹内景助氏の無実を信じる人たちとつて、事件当時の竹内氏のアリバイについて共通の認識をもつていて。それは事件が起こった同じ時間に、竹内氏が三鷹電車区のお風呂場にいたというのだ。

竹内氏自身の手による「再審理由補充書」においても、竹内氏が亡くなつた1967年に刊行された小松良郎氏の著書『三鷹事件』においても、そのことが詳細に記されている。その後の出版物もこの見解を踏襲している。

三鷹事件再審弁護団が再審申立を行つた際も、この内容に基づいて弁護方針を立てている。その「再審請求書」には次のように書かれている。

「事件が起こつたのが1949年7月15日で、三鷹電車区から暴走してきた電車は午後9時23分頃に三鷹駅の車止めを突き破り大破した。こ

の電車の衝突によって停電が発生している。当時の証言から総合して、事故直後の停電と10時少し前の停電の2回があり、前者は遮断・送電をして繰り返した点滅とも言える停電で、後者は10分程度の長めの停電だと想定される。

竹内氏は「再審理由補充書」で、この日、三鷹電車区の浴場に行き、職場の仲間と話をしていること、浴場にいる間に停電があつたことを主張している。また、複数の職場の同僚が竹内氏と会話したことを証言している。

それらの経過からして、竹内氏は1回目の停電時に浴場において入浴しており、アリバイが存在する。」

このアリバイ問題について、今回の集会で弁護団は次の報告を行つた。

アリバイに関する  
弁護方針を見直す(弁護団)

竹内景助さんが生きている時の最初の再審請求の段階から、5年前に第2次再審の申し立てをした時と同じですが、アリバイと言えば浴場における停電とその時の会話、つまり目撃者が大きな証拠になつていま

その点についての弁護方針の変化

についてご説明します。

事故によって生じた停電の時には竹内さんは浴場で入浴していた。そこに何人かの人がいつしょにいて、顔見知りの教官などが目撃証言を当時している。これが無罪の証拠だという主張を弁護団はしてきました。

ただ記録を精査する中で、わからないうことがいくつか残されていました。停電が1回だけのものではなく、点滅するような停電が何度もあって、それからしばらくして長い停電があつたという証言がありました。人によつて違いがあり、停電がいつどのように起きたのかも、よくわからぬところがありました。

複数の人が浴場で竹内さんと会っています。みんなで一齊に会うわけではありませんから、多少時間差があつて、竹内さんがどこでどうしていたという証言が断片的で、それが整合性がなかつたりするという問題もありました。

再審申立以降、強く証拠開示を求

めしたことによって、2013年に大量の証拠が開示されました。その中には電気関係の技師の供述調書や電気系統の停電の状況を図面化したものがあり、これらによつてようやく停電の正確な推移が解明できました。

さらにお風呂場に居合わせた人の調書もかなり出てきました。それらを検討すると、竹内さんがお風呂場でたくさんの人と話をしているのは、衝突の時の短い停電ではなくて、しばらく経過した後の長い停電の時だと考へるほうが整合性があるのではないかという結論に至りました。

そこで、私たちは竹内さんの供述調書をもう1回洗い直しました。特に初期供述に戻りました。検察官によるひどい取り調べの中で、加えて弁護人の間違つた弁護活動もあつて、否認から始まつて単独犯行、共犯、そして単独犯行、否認というように、何度も、しかも裁判が始まつてからも繰り返し変転させました。

そういう中で本人の記憶の中に混乱が生じたかもしれないし、迷いもあつたでしょう。自分がどうやつたら死刑を免れることができるのかといふ究極の状況です。

私たちは、最も正しい供述をして

いるのは初期の供述ではないのかと考えました。竹内さんは、当初「奥さんと共に自宅にて子どもを寝かしつけたりしていた。そこで、最初の停電が起きた」と供述しています。た。そういう目でもう1回見ると、貫性があるわけです。ではなぜ、竹内さんは自分の死刑判決の後の再

審請求の時に、「奥さんと一緒に家にいた時に停電が起きた」という主張をしなかつたのか、そこはよくわかりません。ただ妻は身内だからその証言は信用されない、それよりも客観的な利害のない証人の方が有利なはずだという判断があつたかも知れません。

あるいは、当時の停電の時間帯についての記憶があやふやだつたかもしれません。そういういろいろなバイアスがかかつた上での主張ではないかと思われます。

お風呂で彼がいろいろな人と会つたことは確かです。それは嘘ではありません。しかし、事件当時のアリバイを証言できる証人は奥さんではなかつたかということに弁護団は方針を切り替えました。

これについて、奥さんのまささんはどんなことを言つてゐるのか。記録を見ると、一審の時に証言をされていますが、まささんも、最初の停

電の時には竹内さんも自宅にいましたと言つております。竹内さんの初期供述とピタリと合つています。

ただし、公判証言は事件から何ヶ月も時間がたつています。それで、一番最初の頃、事故に近い時期にまささんがどういうことを言つていたのかがポイントになります。警察での最初の事情聴取で、まささんが「私といつしょに自宅にいました」と言つているとしたら、これはもずごく意味のあることで、竹内さんは事故当時自宅で奥さんといつしょにいたということが強く裏づけられるものになります。

私たちはずいぶん悩みましたが、新しい証拠、開示された当時の貴重な資料に基づいて、このようないくべき証言であり、竹内まささんの供述調書をすべて開示せよという強い要求を行つてゐるところです。裁判所もまささんの供述調書の開示に理解を示していただいていますので、早晚、開示されるのではないかと考えています。

証拠の開示を通じて真相に一步一歩進んでいると私たちは確信しています。引き続きのご支援をお願いします。

◀毎日新聞(1949年7月22日)

## 犯人は四、五名か

事件 ヒモで無人操縦

【毎日新聞(1949年7月22日)】

# 数名の犯行と断定

朝日新聞(1949年7月20日)▶

# 三鷹事件再審請求の現状

開示された証拠を直接目にすることができないので、客観的な判断が十分できないが、弁護団が長い時間をかけた作業と大英断を行つたことに心から敬意を表したい。引き続き三鷹事件再審を支援する会の一員として、弁護団をしつかり支えていく決意をしている。

弁護団のその他の報告について、テーマごとに概略をまとめる。

## パンタグラフは2つ上がっていた

今回の再審請求の新証拠の第一は、パンタグラフについての専門家の鑑定書である。判決では竹内さんが第1車両のパンタグラフを上げて通電させ電車を走らせたことになつてゐるが、事故後の写真を見ると第2車両のパンタグラフも上がっていた。

一審の説明では、電車が走行中に何かが落ちてその衝撃で上がつたもので、犯人が上げたものではないと

開示された証拠を直接目にすることができないので、客観的な判断が十分できないが、弁護団が長い時間をかけた作業と大英断を行つたことに心から敬意を表したい。引き続き三鷹事件再審を支援する会の一員として、弁護団をしつかり支えていく決意をしている。

## 最後尾の前照灯が点灯していた

事故車両は事故時に最後尾の車両の前照灯がついていた。この前照灯は最後尾でスイッチを「入」にしなければ点くことはない。しかし自白でも確定判決でも、竹内さんは最前部の車両の運転台で単独で行動していただことになつており、一番後ろの車両には立ち入つていないという前提になつていて。

最後尾車両の運転席に入つて手ブレーキを緩めたという点について、竹内さんは一切触れていない。事件翌日の朝日新聞に、構内運転士がブレーキをかけてから降車したというコメントが載っている。このブレーキは電車の構造からすると手ブレーキを意味する。国鉄の規定でも手ブレーキをかけることになつていて。

新刑事訴訟法(1949年1月施行)の最初の大事件と位置づけられ、関係証拠はすべて検察で保存されていると聞く。検察にとつて歴史的であるという自覚があるのかもしれない。

再審請求人や証言できる方々も高齢になつていて。一刻も早くすべての証拠を開示し、歴史的大事件に光を当て、時代の犠牲者となつた竹内景助氏の無念を晴らしてもらいたい。

新聞にコメントした構内運転士の

実地検証で確信つかむ  
三人電車に人がいた  
三輪車へ投げ

パンタグラフの破損状況から、落下物の衝撃で上がつた状態ではなく、パンタグラフがすでに上がつていたことによつて下から上にものが当たつた形跡があるという鑑定書を出した。

つまり、第2車両に別の犯人がてパンタグラフを上げたという客観的な証拠になり、竹内さんの単独犯行では不可能という結論になる。この大学教授の証人尋問を裁判所に申請している。

## 手ブレーキが解除されていた

電車の手ブレーキとは自動車のサイドブレーキにある。手ブレーキをかけたまま電車を走らせれば、擦過痕など何らかの跡が残るはずだが、そのような跡は残つていたという証拠はない。

三鷹事件再審請求から6年目に突入した。すでに見てきたように、開示された証拠に基づいて三者協議が重ねられているが、検察側が証拠開示を済つてることからその進捗の速度は鈍い。

新刑事訴訟法(1949年1月施行)の最初の大事件と位置づけられ、関係証拠はすべて検察で保存されていると聞く。検察にとつて歴史的であるという自覚があるのかもしれない。

供述調書の開示と、運転取扱に詳しい元国鉄運転士の証人尋問を求めては、犯人が最後尾の車両にいたことを示している。

この点について構内運転士に関する規定、指示書、報告書、供述調書などの証拠開示を求めている。

## すべての証拠を開示し歴史的事実の真相を明らかにしよう

弁護団は、ほかに竹内氏の供述に整合性がない点や事件当夜竹内氏を見たという目撃証言の信用性に関する報告なども行つたが、ここでは割愛させていただく。

三鷹事件再審請求から6年目に突入した。すでに見てきたように、開示された証拠に基づいて三者協議が重ねられているが、検察側が証拠開示を済つてることからその進捗の速度は鈍い。